東広島市デジタルネットワーク形成促進業務

プロポーザル実施要領

令和７年４月

東広島市 総務部 DX推進チーム

１　趣旨

　　この要領は、東広島市が発注する「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務」を受託する事業者（以下「受注者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）業務名

　　　東広島市デジタルネットワーク形成促進業務（以下「本業務」という。）

（２）業務内容

　　ア　デジタルネットワークの形成

　　イ　クリエイター育成活動の支援

　　ウ　報告書の作成

　　詳細は、別紙「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務基本仕様書」のとおり

（３）提案上限額

　　ア　本業務における提案上限額

６，７００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（４）業務期間

　　　契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで

３　選定

　　公募型プロポーザル方式

４　参加資格

　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

　①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

　②　本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外処分を受けていないこと。

　　③　参加希望書を提出する日において固定資産税、市区町村民税を滞納していないこと。

　④　自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　　　⑥　参加表明書の提出

　　　　　東広島市デジタルネットワーク形成促進業務参加表明書（様式第１号）を令和７年５月７日（水）１７時までに市に提出した者

５　スケジュール（予定）

　　公募開始から契約締結までのスケジュール（予定）は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 東広島市 | 提案者 |
| 令和７年４月２８日（月） | 公募（提案の受付）開始 |  |
|  | ↓ |  |
| 令和７年５月　７日（水） | 参加表明書及び質問書の提出期限 | 参加表明書及び質問書の提出 |
|  | ↓ |  |
| 令和７年５月１２日（月） | 質問書への回答 | 回答の受領 |
| 予定 | ↓ |  |
| 令和７年５月１９日（月） | 提案書等の提出期限 | 提案書等の提出 |
|  | ↓ |  |
| 令和７年５月２３日（金） | 審査（プレゼンテーション等） | WEB会議にて出席 |
| 予定 | ↓ |  |
| 令和７年５月３０日（金） | 審査結果通知 | 審査結果通知の受領 |
| 予定 | ↓ |  |
| 令和７年６月上旬 | 結果の公表・契約締結 |  |

　　※日程は前後する可能性があります。

６　質問及び回答

　（１）質問

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 令和７年５月７日（水）１７：００ |
| 提 出 先 | 東広島市総務部DX推進チーム |
| 提出書類 | 「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務に係る質問書」（様式第３号） |
| 提出方法 | 電子メール※件名は「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務に係る質問」※「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務参加表明書（様式第１号）」とともに提出※宛先のメールアドレスは「１２　担当部署（事務局）」のとおり※受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。 |

（２）回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 通 知 日 | 令和７年５月１２日（月） |
| 通 知 先 | 東広島市デジタルネットワーク形成促進業務参加表明書（様式第１号）を提出期限までに提出したものに回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者のみに対して回答する。 |
| 通知方法 | 電子メール件名「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務に係る質問回答」 |
| 備　　考 | 提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。 |

７　参加表明書及び提案書等の作成・提出

　　　プロポーザル参加者は、別に定める「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務基本仕様書」を確認の上、次の書類を提出すること。

　（１）提出書類

　　　①　東広島市デジタルネットワーク形成促進業務参加表明書（様式第１号）

　　　②　納付すべき固定資産税、市区町村民税に滞納がない旨の証明書

※提案書を提出する日から３か月以内に発行されたものに限り、写しでも可とする。なお、東広島市における令和７年１月１日から令和１０年１２月３１日までの物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格を有する者は、納税証明書の提出を不要とする。

 ③　導入実績書（様式第２号）

　　　④　提案書（任意様式）

⑤　見積書（任意様式）※積算内訳が分かるものを添付すること。

　（２）提案内容

　　　　提案書には、「別紙１提案書記載事項一覧」のうち、１－２及び４―１以外の全ての「評価項目」について記載すること。

（３）　提案方法

　　　ア　提案内容は、全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的であること。

仮に業務実施時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とする。

イ　定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記載すること。

　（４）提案書の作成様式

　　　ア　日本産業規格A４判で２０頁以内（両面印刷不可）とする。なお、図や表を多く使用することを想定して貢数を多めに設定している。

　　　イ　文字サイズは１０ポイント以上とする。

　（５）提案書を作成するうえでの留意事項

　　　ア　どの評価項目に関する提案かが分かるように、それぞれの説明には冒頭に該当する評価項目を記載すること。

　　　イ　提案は、考え方等を文書で簡潔に記載すること。なお、文書を補完するためにイメージ図・イラスト・グラフ等の使用は可能とする。

　　　ウ　本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

　　　エ　多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。

　　　オ　使用する言語は日本語とする。ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場合は、外国語の使用も可とする。

　　　カ　表紙には、表題として「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務に係る提案書」と記載すること。

キ　提案書には、社名等、事業者を直接特定できる情報を記載しないこと。

ク　提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなす。

ケ　専門的用語を使用する場合は、平易な用語による脚注を付記し、誰が見ても分かりやすい提案書の作成に努めること。

コ　提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

　（６）提案書等の提出部数

　　　ア　提案書は正本１部、副本５部、その他のものは各１部

　　　イ　提案書の内容をPDF形式の電子データで出力したCD-ROM１枚

　（７）提出期限

　　　令和７年５月７日（水）１７：００期限

　　　①　東広島市デジタルネットワーク形成促進業務参加表明書（様式第１号）

　　　　※押印不要

　　　令和７年５月１９日（月）１７：００期限

①　東広島市デジタルネットワーク形成促進業務参加表明書（様式第１号）

　　　　※押印のあるもの

　　　②　納付すべき固定資産税、市区町村民税に滞納がない旨の証明書

 ③　導入実績書（様式第２号）

　　　④　提案書（任意様式）

⑤　見積書（任意様式）

　（８）提出方法

　　　　　郵送又は持参すること。（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

　（９）提出先

　　　　　下記「１２　担当部署（事務局）」のとおり

　（10）提案書等の再提出

提案書等の再提出は、提案書等の提出期限内に限り認めるものとする。

８　審査の実施

　（１）審査方法

プロポーザル参加者（以下「審査参加者」という。）に対し、プレゼンテーション形式による審査を実施する。なお、プレゼンテーションの内容は、提案書に沿ったものとすること。

1. 日時

令和７年５月２３日（金）午後（予定）

※基本的に２３日（金）の実施を予定しているが、応募状況により２２日（木）にも審査を実施する場合がある。

1. 場所

WEB会議システム（Teams）による参加

　　　　　※審査会の時間やTeamsの会議案内、接続テストについては、提案書の提出　　　　後に連絡する。

1. 時間

審査参加者１者あたりの時間は４０分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション　：２０分

質疑応答　　　　　　：２０分

1. 内容

提案内容に沿ったものとすること。

　　　⑤　その他、留意事項

　　　　　プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通関係の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合はこの限りではない。

（２）提案書等の審査方法

本市で設置する選定委員会において、提出された提案書、プレゼンテーション、見積書及び質疑応答により別に定める基準により採点する。

（３）最優秀提案事業者の決定

委員会の審査の結果、最高評価点となった者を最優秀提案事業者とする。

最高評価点獲得者が２者以上ある場合、価格が低い者を優先する。

最高評価点獲得者が２者以上で、価格も同額の場合は、委員会の委員長が最優秀提案事業者を決定する。

９　審査結果の通知

審査結果の通知を次のとおり行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 通 知 日 | 令和７年５月３０日（金）予定 |
| 通 知 先 | 全てのプロポーザル参加者 |
| 通知文書 | 件名「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務に係る最終選定の結果について」 |
| 通知方法 | 郵送 |

１０　プロポーザル実施に関する事項

（１）提案者の失格事項

　　　次のいずれかに該当した者は失格とする。

1. 提案書及びプレゼンテーション評価点が５割に達していない者
2. 見積書の金額が提案上限額を超えている者

　（２）参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは参加資格を失うものとする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降対象の文書は通知しない。

①　参加資格の要件を満たさなくなったとき。

②　本業務に対して２以上の提案をしたとき。

③　他人の提案の代理をしたとき。

④　提案書等の内容、本市からの質問に対する回答の説明内容に関して、事実に反する提案等の不正行為があったとき。

⑤ 本市からの提案書に関する質問を、プロポーザル参加者が回答しなかったとき。

⑥　プロポーザルの参加を辞退したとき。

　（３）プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、様式第４号「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務プロポーザル辞退届書」（以下「辞退届書」という。）を提出すること。なお、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合においても、辞退届書を提出するものとする。

また、辞退届書の提出があった場合でも、それまでに提出された書類は返却しない。

　（４）費用の負担

本業務の提案に要する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

１１　契約

（１）契約手続

契約にあたっては、最優秀提案事業者と提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではないが、基本的には、「東広島市デジタルネットワーク形成促進業務基本仕様書」に提案書の内容の一部又は全部を追加することとする。

また、東広島市は最優秀提案事業者と協議が整わない場合にあっては、次点として評価した提案事業者と協議の上、契約を締結することができる。

　（２）契約条件

　　　　東広島市契約規則等を遵守した契約とする。

１２　担当部署（事務局）

　（１）名称

東広島市総務部DX推進チーム

　（２）所在地

〒７３９－８６０１　広島県東広島市西条栄町８番２９号

　　　　　　　　　　（東広島市役所　本館５階）

　（３）連絡先

電話：０８２－４２０－０９４４

FAX：０８２－４２２－１３９５

E-mail：hgh200944@city.higashihiroshima.lg.jp

　　　　担当：山本